

令和7年4月から

鈴鹿市の福祉医療費助成制度を
一部変更します

窓口負担無料化の
対象年齢を拡大
15歳 → 18歳へ

●詳しくは、「広報すずか令和6年12月5日号」または、市ウェブサイトをご覧ください。



鈴鹿市 福祉医療



変更内容

現物給付(医療機関での窓口負担無料化)
の適用対象を18歳まで拡大します

現行 0歳～15歳 → 変更後 0歳～18歳
入院時食事療養費等(食事代)の助成を廃止します

適用要件 (①～③すべてが必要)

- ①福祉医療費受給資格をお持ちの0～18歳到達年度末の市内在住の子ども
 - ②三重県内の医療機関での受診(通院・入院)
 - ③現物給付用の受給資格証と保険証(入院の場合は、限度額適用認定証も必要)を医療機関の窓口で受診時に提示
- ※受診の際には、現物給付に対応した医療機関であることをご確認ください

変更時期

令和7年4月1日(令和7年4月診療分)から



- 鈴鹿市外へ転出する場合は、受給資格証を速やかに返還してください。
- 健康保険の適用外となる治療や食事代などには、窓口負担が必要となります。

新たに対象となる方は申請が必要です

新たに対象となる方には、11月下旬に申請の案内を郵送します。必要書類をつけて、期限までに提出してください。

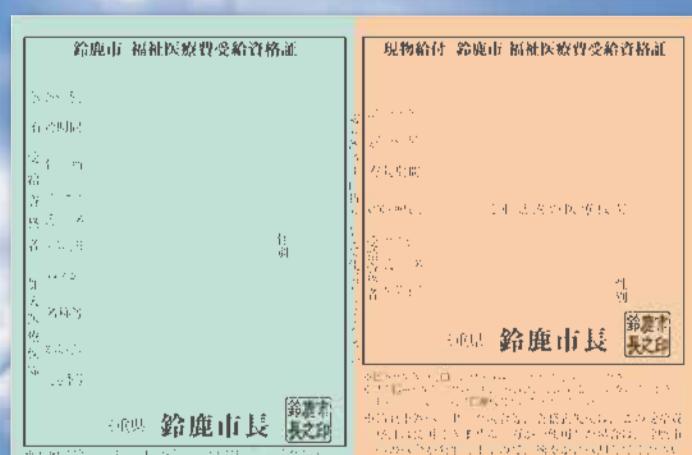
申請に必要な書類

子ども医療費 受給資格認定申請書(同封されているもの)
対象者(お子様)の保険証のコピー
同意書(必要な方のみ)

現物給付の受給資格証

保険証

限度額適用
認定証



+



+



※入院時のみ



窓口負担
なし

保育所・学校等で怪我をした場合

災害共済給付制度により給付を受ける場合は、福祉医療費の助成を受けることはできません。

受診の際は、必ず「保育所、学校等で怪我をした」と医療機関へお申し出ください。



お子様の健康状態を見守り、適正受診を心がけましょう

適正受診とは

「できるだけ医療機関にかからないようにする」ものではありません。

医療費助成制度は、医療機関や市民のみなさまのご理解とご協力によって支えられています。これからも安心して必要なときに医療を受けられるように、医療機関の適正な受診をお願いします。



お問い合わせ先

鈴鹿市 福祉医療課 福祉医療グループ TEL:059-382-2788 FAX:059-382-9455